

総基料第176号  
平成27年9月18日

西日本電信電話株式会社  
代表取締役社長 村尾 和俊 殿

総務省総合通信基盤局長  
福岡 衛

### 加入光ファイバに係る接続制度の在り方に関する講すべき措置について（要請）

加入光ファイバに係る接続制度の在り方について、別添のとおり、情報通信審議会から答申（平成27年9月14日情通審第64号）がなされたことを踏まえ、下記事項について、貴社において適切な措置を講ずることを要請する。

#### 記

##### 1 加入光ファイバに係る接続料の算定方法の在り方について

###### （1）加入光ファイバに係る接続料に関する当面の措置について

- ① 加入光ファイバに係る接続料について、情報通信審議会におけるヒアリングの中で貴社が自ら表明した企業努力による更なる効率化・費用削減、償却方法の定額法への移行及び「コスト把握の精緻化」の取組について、平成28年度以降の接続料の低廉化を図る観点から速やかに検討を進めること。
- ② 接続料の低廉化をより確実なものとするため、平成28年度以降の接続料が前年度の接続料と比較して上昇する場合には、希望する事業者に対して、電柱・土木設備の施設保全費等の負担を一時的に「契約者数比」で算定するなどの措置により、当該年度の接続料を前年度の接続料と同水準以下とするとともに、当該措置により生じた差額は貴社の設備管理部門が一時的に負担することとし、この一時的な算定方法の変更により回収漏れとなった金額は、翌年度以降、接続料が当該水準を下回った段階で接続料に加算して回収すること。
- ③ 上記①及び②の措置を平成28年度以降の接続料に反映するため、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第33条第2項の規定による接続約款の変更認可申請を行うこと。

④ 上記①及び②の措置について、その実施状況を総務省において注視するとともに、同措置を通じた接続料の低廉化の状況や競争環境に与える効果を総務省において検証する必要があるため、同措置を実施したことによる接続料及び接続料原価の低廉化の効果（上記①の措置については、取組ごと）について、原則として接続約款の変更認可申請時に総務省に報告するとともに、半期ごとの接続事業者ごとの利用芯線数（シェアドアクセス方式及びシングルスター方式ごと。シェアドアクセス方式については、分岐端末回線数を含む。）について、各期間経過後2か月以内に総務省に報告すること。

#### （2）「接続」型の提供形態によるFTTH設備の利用状況について

FTTH市場における競争の状況に関する検証を総務省において定期的に実施し、その結果を情報通信審議会に報告する必要があるため、半期ごとの接続事業者ごとの都道府県別の利用芯線数（シェアドアクセス方式及びシングルスター方式ごと。シェアドアクセス方式については、分岐端末回線数を含む。）について、各期間経過後2か月以内に総務省に報告すること。

#### （3）光ファイバケーブルの耐用年数の見直しについて

光ファイバケーブルの減価償却費の算定に用いる耐用年数について、平成28年度以降の電気通信事業会計及び接続会計の減価償却費の算定に、「経済的耐用年数」と同様に、架空17.6年、地下23.7年を用いる方向で検討すること。ただし、これによらない合理的な理由がある場合には、具体的な根拠（推計結果等）を明確にしつつ、総務省にその理由を報告するとともに、貴社において公表すること。

### 2 その他加入光ファイバに係る競争政策上の課題への対処の在り方について

#### （1）既存の光配線区画の見直し等について

貴社による既存の光配線区画の見直し、接続事業者向け光配線区画の新設及び「エントリーメニュー」の導入の取組の実施状況について総務省において注視する必要があるため、既存の光配線区画の見直しの状況について、毎年3月末及び9月末の状況をそれぞれ毎年6月末及び12月末までに総務省に報告するとともに、接続事業者向け光配線区画の新設及び「エントリーメニュー」の導入の取組の実施状況について、毎年12月末までに総務省に報告すること。

#### （2）「8収容」の原則を巡る課題への対処の在り方について

光配線区画における「8収容」の原則（電気通信事業者が貴社のシェアドアクセス方式の加入光ファイバを「接続」で利用する場合に、当該電気通信事業者が一の

光配線区画で利用する一の主端末回線に、まずは8回線の分岐端末回線を収容し、その後、新たに9回線目の分岐端末回線を収容する必要が生じた際に、別の主端末回線に当該分岐端末回線を収容する原則をいう。以下同じ。) 及び「8収容」の原則が適切に適用されなかった場合の対処(返金等に関する規定)について、平成28年度接続約款変更認可申請の際に、接続約款に明文化すること。

### (3) 光配線区画の範囲の特定に係る課題への対処の在り方について

- ① 光配線区画情報について、誤情報が含まれた原因を調査・分析し、再発防止策を検討するとともに、加入光ファイバ(シェアドアクセス方式)を利用する接続事業者の意見も聴きつつ、光配線区画情報の精度を向上させるために必要な措置を検討し、具体的な実施工程と併せてこれらの措置の内容を公表すること。また、これらの措置に伴ってシステム開発等の費用が発生する場合には、貴社の利用部門も含む接続事業者全体で費用負担すること。
- ② 接続事業者による光配線区画の範囲の特定をより容易にし、加入光ファイバの利用をより円滑にする観点から、現在開示されている光配線区画の住所情報等に加えて、光配線区画内の全ての電柱等の位置情報も併せて開示すること。
- ③ 貴社による上記①及び②の措置の実施状況を総務省において注視する必要があるため、上記①及び②の措置の実施状況並びに①の措置に伴うシステム開発等の費用発生の有無及び費用が発生した場合の費用負担方法について、平成27年12月末までに総務省に報告すること。

### (4) 光配線区画が事後的に分割・縮小される課題への対処の在り方について

- ① 光配線区画の分割・縮小について、「8収容」の原則が遵守されたとしても事後的に区画が分割される場合には、接続事業者の収容率に対する予見性が損なわれるおそれがあることに鑑み、光配線区画を分割・縮小する事例を類型化した上で、公表すること。
- ② 事後的に分割・縮小される光配線区画等について、接続事業者の意見も聴きつつ、接続事業者が利用する「光アンバンドルシステム」の「回線原簿」上の光配線区画名を定期的に変更すること、工事の際に接続事業者の契約者を設計時とは異なる光配線区画で開通せざるを得ないことが判明した場合にその是非について当該接続事業者に速やかに確認を行う手順を設けること、光配線区画の構成に変更があった場合に接続事業者に当該区画名を通知すること等、接続事業者への影響の緩和のための措置を検討し、その内容を公表すること。
- ③ 光配線区画の分割・縮小が、接続事業者の収容率や加入光ファイバの利用効率に大きな影響を与えるものであることに鑑み、その合理的な運用を確保する観点から、光配線区画の分割・縮小の状況や貴社による上記①及び②の措置の実施状況に

について総務省において注視する必要があるため、分割・縮小を行った光配線区画の状況について、毎年3月末及び9月末の状況をそれぞれ毎年6月末及び12月末までに総務省に報告するとともに、上記①及び②の措置の実施状況について、平成27年12月末までに総務省に報告すること。